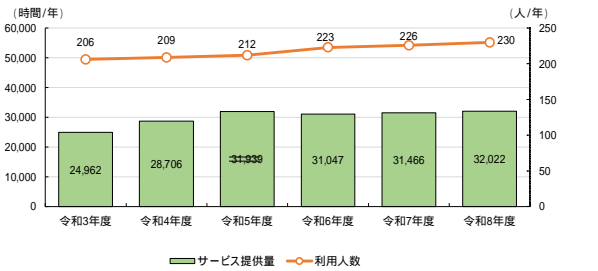
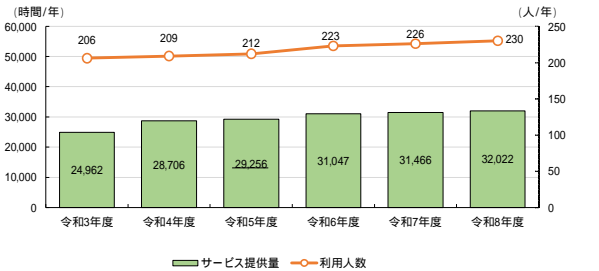


# 川西市障がい者プラン2029（案）

## 修正対比表

番号	項目	パブリックコメント時 —————：今回削除となった部分	パプコメ・市議会意見を受けた修正案 —————：今回追加となった部分	修正理由
1	【19ページ】 第2章 3. 障 がい者福祉施設 の現状 市内の障がい 者福祉施設数の 推移	サービス種別 計画相談支援 障害児相談支援  増減 <del>4</del>	サービス種別 計画相談支援 障害児相談支援  増減 <u>5</u>	計算誤りのため
2	【20～22ペ ージ】 第2章 3. 障 がい者福祉施設 の現状 市内障害福祉 サービス事業所 の分布図	分布図（省略）	分布図（省略）  分布図内の線は、中学校区を表す線で、各中学 校区名を記載しています。  *分布図中に表記する内容は、以下のとおりで す。 ・川西南 ・川西 ・明峰 ・多田 ・緑台 ・清和台 ・東台	各中学校区名を明記する ため

3	<p>パプコメ前 【85ページ】 パプコメ後 【86ページ】 第4章 1. 雇用・就労支援体制の充実 (1) 一般就労(障がい者雇用)の促進</p>	<p>施策 阪神友愛食品株式会社への出資</p> <p>概要 重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行います。</p>	<p>施策 阪神友愛食品株式会社への出資</p> <p>概要 <u>働きたいという希望がありながら、就職の機会が少ない重度障がい者の職場を確保し、自立した生活が営めるよう促すことを目的として、重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行います。</u></p>	<p>出資目的を明記するため</p>
4	<p>【100ページ】 第4章 2. 生活支援施策の充実 (1) 障害福祉サービス等の充実</p>	<p>施策 家庭ごみの戸別収集の実施</p> <p>概要 ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な<del>身体障がい者の世帯(概ね65歳以上の一人暮らしで、身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者で構成)に対し、面談のうえ戸別収集を実施します(概ね65歳以上の一人暮らしで要介護2以上のごみの排出が困難な者で構成される世帯を含む)。</del></p>	<p>施策 家庭ごみの戸別収集の実施</p> <p>概要 <u>ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、一定の基準を設けて面談の上、戸別収集を実施します。</u></p>	<p>川西市一般廃棄物処理基本計画の記載内容との整合を図るため、誤解が生じないよう表現を修正</p>

5	<p>【108ページ】 第4章 3.保健・医療サービスの充実 (3)精神保健対策の推進</p>	<p>施策 健康福祉事務所等との連携強化</p> <p>概要 精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所や警察などの関係機関や団体との連携を進めます。</p>	<p>施策 健康福祉事務所等との連携強化</p> <p>概要 精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進めます。</p>	表現の修正																																																												
6	<p>【156ページ】 第5章 3.地域生活支援事業の実施に関する事項 (2)必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等</p>	<p>内容 移動支援事業</p> <table border="1" data-bbox="481 831 1077 970"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">実績値</th> <th colspan="3">見込量</th> </tr> <tr> <th>令和3 (2021)年度</th> <th>令和4 (2022)年度</th> <th>令和5 (2023)年度 (見込み)</th> <th>令和6 (2024)年度</th> <th>令和7 (2025)年度</th> <th>令和8 (2026)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用人数</td> <td>人/年</td> <td>206</td> <td>209</td> <td>212</td> <td>223</td> <td>226</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>延べ利用時間数</td> <td>時間/年</td> <td>24,962</td> <td>28,706</td> <td>31,999</td> <td>31,047</td> <td>31,466</td> <td>32,022</td> </tr> </tbody> </table> 		単位	実績値			見込量			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230	延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	31,999	31,047	31,466	32,022	<p>内容 移動支援事業</p> <table border="1" data-bbox="1153 831 1749 970"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">実績値</th> <th colspan="3">見込量</th> </tr> <tr> <th>令和3 (2021)年度</th> <th>令和4 (2022)年度</th> <th>令和5 (2023)年度 (見込み)</th> <th>令和6 (2024)年度</th> <th>令和7 (2025)年度</th> <th>令和8 (2026)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用人数</td> <td>人/年</td> <td>206</td> <td>209</td> <td>212</td> <td>223</td> <td>226</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>延べ利用時間数</td> <td>時間/年</td> <td>24,962</td> <td>28,706</td> <td>29,256</td> <td>31,047</td> <td>31,466</td> <td>32,022</td> </tr> </tbody> </table> 		単位	実績値			見込量			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230	延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	29,256	31,047	31,466	32,022	令和5年度の移動支援の延べ利用時間数を直近の見込みに見直し、数字を修正
	単位	実績値			見込量																																																											
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度																																																									
実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230																																																									
延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	31,999	31,047	31,466	32,022																																																									
	単位	実績値			見込量																																																											
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度																																																									
実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230																																																									
延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	29,256	31,047	31,466	32,022																																																									

7	<p>【170ページ】 第7章 (1) 各主体の役割 障がい者</p>	<p>内容 障がい者は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。 また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を發揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。</p>	<p>内容 障がい者は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。 また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、<u>必要な支援を受けながら</u>、自らの持つ能力を發揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。</p>	<p>誤解のないよう追記するため</p>
---	---	--	---	----------------------